

大里広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者選定に関する 審査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大里広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者募集要項に基づく事業者選定のための審査（以下次条において「選定審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び審査)

第2条 選定審査を適正に行うため、地域密着型サービス事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 選定審査は、別表に定める審査基準に基づき行うものとする。

3 選定審査に関し利害関係を有する委員は、当該審査から除かれる。

(委員)

第3条 委員会は、委員6名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 介護保険運営協議会委員 3名

(2) 熊谷市長寿いきがい課長

(3) 深谷市長寿福祉課長

(4) 寄居町福祉課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席

させ、意見又は説明を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（報告及び通知）

第6条 委員長は、委員会の審査結果について管理者に報告するものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、事業者を選定し、審査結果を事業者に通知するものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、大里広域市町村圏組合介護保険課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

審査基準

審 査 項 目	審 査 内 容
(1) 応募理由	地域密着型サービスの施設運営や意義・目的の理解度について
(2) 事業所の評価	具体的な評価方法の考え方や情報公開に対する姿勢について

(3) サービス提供体制	サービスの具体的な目標や方策について (具体的な独創性や創意工夫の有無)
(4) 介護方針	利用者に対する生活支援体制や機能向上体制について (自立支援のための具体的な方策の有無)
(5) 利用者等に対する取組	個人情報保護の考え方、苦情処理体制のあり方について
(6) 施設の立地状況	計画予定地の場所と周辺状況について
	予定設備の充実度について
(7) 施設管理の安全性	緊急時の対応や事故発生時の対応等について
(8) 資金計画	資金計画、事業計画と収支計画は適正か。
	利用料等は妥当な額か。
(9) 職員の体制	職員の基準や研修体制について
(10) 地域との連携	地域住民との連携について
	利用者家族や地域住民との交流について
	運営推進会議の計画予定について
	医療機関との連携体制について